⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）

⑶　ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告

⑷　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告

⑸　情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

第３条第１号中「品名」を「名称」に改め、同条第６号中「（品質保持期限）」を削り、同条第８号中「（輸入品に限る。）」を削り、同条第９号中「製造者若しくは販売者（輸入品にあっては輸入業者）」を「製造業者等」に改め、同条に次の二項を加える。

２　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

３　紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

第４条を次のように改める。

（特定用語の表示事項）

第４条　事業者は、削りぶしの取引に関し、次のいずれかに該当する用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。

⑴　竿釣原料魚のみを使用した削りぶしである旨

⑵　「手火山焙乾」等の製法

⑶　「薩摩節」、「焼津節」、「土佐節」、「伊豆節」等削りぶしの原材料（ふし）の産地

⑷　「薩摩沖でとれたかつお」等原料魚のとれた場所

⑸　「天然」、「自然」又はこれらに類する用語

⑹　「純」、「純粋」又はこれらに類する用語

⑺　「本物」又はこれに類する用語

第５条中第５号を第９号とし、第４号中「特選」を「特選（撰）」に改め、同号を第６号とし、同号の次に次の二号を加える。

⑺　２種類以上の魚類のふし、かれぶし、煮干し又は圧搾煮干しを使用したものにあっては、一部の魚類の名称を特に表示する用語

⑻　「栄養」、「健康」等の文言を用いることにより、削りぶしに病気の予防や健康増進等について効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示

第５条第３号を同条第５号とし、同条第２号を同条第４号とし、同条第１号中「おそれのある」を「おそれがある」に改め、同号を同条第３号とし、同号の前に次の二号を加える。

⑴　第２条第１項に規定する削りぶしの定義に合致しない内容の商品について、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示

⑵　前条に規定する特定用語の表示事項に合致しない表示又は特定用語に類似する表示を行うことにより、当該商品の品質が実際のものより著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示

第６条第２項中「この規約に参加する」を削る。

第７条中「行なう」を「行う」に改め、第７号を第９号とし、第６号を削り、第５号を第８号とし、第４号を第５号とし、同号の次に次の二号を加える。

⑹　一般消費者からの苦情処理に関すること。

⑺　不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。

第７条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の一号を加える。

⑶　この規約の遵守状況の調査に関すること。

第８条の見出しを「（違反に関する調査）」に改め、同条第１項中「及び第５条の規定並びに第４条」を「から第５条まで」に改め、「基づいて制定した規則に」を削る。

第９条第１項中「及び第５条の規定並びに第４条」を「から第５条まで」に改め、「基づいて制定した規則に」を削り、第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第10条第２項中「第４条又は」を削り、「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改め、同条を第11条とし、第９条の次に次の一条を加える。

（違反に対する決定）

第10条　公正取引協議会は、第８条第３項に規定する措置（警告を除く。）又は前条第２項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　公正取引協議会は、前項の異議申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。

４　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第１条の改正規定、第９条第２項及び第３項の改正規定並びに第10条第２項の改正規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。

○公正取引委員会告示第十六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第五十号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　全国コーヒー飲料公正取引協議会（会長　安橋　隆雄）の申請に係るコーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年八月二十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

コーヒー飲料等の製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十六号コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第１条中「コーヒー飲料等の表示を適正化するための事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、コーヒー飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第１項中「次に掲げる「コーヒー入り清涼飲料」、「コーヒー飲料」及び「コーヒー」」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「、粉末飲料」を、「受けるもの」の下に「、豆乳類の表示に関する公正競争規約の適用を受けるもの及び酒税法（昭和28年法律第６号）に規定する酒類」を加え、同項第１号中「「コーヒー入り清涼飲料」」を「「コーヒー」」に、「100グラム中」を「100グラム中に」に、「１グラム以上2.5グラム未満」を「５グラム以上」に改め、同項第２号中「100グラム中」を「100グラム中に」に改め、同項第３号中「「コーヒー」」を「「コーヒー入り清涼飲料」」に、「100グラム中」を「100グラム中に」に、「５グラム以上」を「１グラム以上2.5グラム未満」に改め、同号の次に次の二号を加える。

⑷　この規約で「コーヒー入り清涼飲料（カフェインレス）」とは、カフェインを90％以上除去したコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分のみを使用したものをいう。

⑸　この規約で、「コーヒー入り炭酸飲料」とは、コーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分に二酸化炭素を圧入したものをいう。